

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、
同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴
聞を次により行う。

令和8年9月2日

愛知県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和8年9月10日 午後1時30分開始
- 2 聴聞の場所 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部本館1階 意見の聴取室